

日本からロシアへの食品の輸入に関する証明書（仮訳）

① _____ (貨物コード) (証明書コード)

... (権限ある当局) は、
② _____ (食品) が、
③ _____ (貨物の詳細、品目、貨物の数や種類、重量) で構成され、
④ _____ (出港地) で、
⑤ _____ (出港日) に、
⑥ _____ (運送方法) によって
⑦ _____ (目的地及び目的国) に向けて荷積みされた、
⑧ _____ (製造都県) で製造されたものであり、

2011年3月11日より前に収穫及び／又は加工されたものであること

福島県、群馬県、茨城県、栃木県、東京都及び千葉県で製造された酒類については、放射性セシウム 137 がロシアの定める基準を満たしていることについての検査結果報告書を添付していること

..... (日付) にサンプルが採取され、..... (日付) に..... (分析機関名) で分析が行われ、放射性セシウム 137 のレベルの分析が行われ、その分析結果がロシア政府の定める上限値を超えていないこと。
なお、分析報告書は添付のとおり。

(場所) (日付)

..... (証明者) 公印 (担当者サイン)

(ロシアへの輸出申請書)

Declaration for the import into Russia of
Food from Japan

太枠部分に必要な事項を記載する。

Consignment Code ① 国際的に共通の貨物番号 Declaration Number (国税局が記載).....

(国税局が記載)

(competent authority)

DECLARES that the ② 「Food」と記載
(products)

of this consignment composed of ③ 貨物の詳細、品目、貨物の数や種類、重量.....

(description of consignment, products, number and types of packages, gross or net weight)

embarked at ④ 日本の出港地.....(embarkation place)

on ⑤ 日本からの出港日.....(date of embarkation)

by ⑥ 運送方法 (船便名、航空便名等).....(identification of transporter)

going to ⑦ 目的地 及び目的国.....(place and country of destination)

is originating from the prefecture of ⑧ 製造都県.....(name of prefecture)

has been harvested and/or processed before 11 March 2011.

is originating from the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Tokyo or Chiba

and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on (date) in
..... (name of laboratory), to determine the level of
radionuclide caesium-137, and that the level of radiation in the result of the analysis does not exceed the
standards of the current Russian government's requirements. The analytical report is attached.

Done at (place) on (date)

Stamp and signature of
the authorized representative of the competent authority

※ 1枚の証明書で複数品目の証明を行う場合には、「description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight」欄に「See ANNEX」と記載し、同内容を含んだ別紙を添付することも可能です。ANNEXが複数枚になる場合には、通し番号を付け、また、ANNEX等の別添資料の全項下部に、証明発行者によって、イニシャルサインとして「ANNEX NO ○ 担当者サイン」を記載してください。

国税局
が記載

ロシアへの輸出申請書 記載要領

ロシアへの輸出申請書の各欄の記載要領は次のとおりです。
なお、本申請書の各欄へは英語で記載してください。

① 「Consignment Code」欄

全ての貨物が有する国際的に共通な貨物番号を記載してください。

なお、証明の申請時点で、貨物番号を有さない場合には証明申請段階では空欄とし、ロシア側に提出するまでに記載してください。

② 「products」覧

食品「Food」と記載してください。

③ 「description of consignment, product, number and types of packages, gross or net weight」欄

輸出製品の具体的内容、数、種類、重量を記載してください。同一の貨物を複数同時に輸出する場合には、全貨物数及びその中の何番目かを記載してください。

なお、複数の品目が同封されている場合には、品目ごとに記載の上、最後に全品目の総重量を記載してください。

④ 「embarkation place」欄

日本からの出港地を記載してください。

なお、証明の申請時点で、出港地が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、ロシア側に提出するまでに記載してください。

⑤ 「date of embarkation」欄

日本からの出港日を記載してください。

なお、証明の申請時点で、出港日が未定の場合には証明申請段階では空欄とし、ロシア側に提出するまでに記載してください。

⑥ 「identification of transporter」欄

運送方法（船便名、航空便名等）を記載してください。

⑦ 「place and country of destination」欄

ロシア内の目的地名及び「Russia」と記載してください。

⑧ 「name of prefecture」欄

最終的な加工を行った製造場等の所在地（都県）を記載してください。

【留意事項】

審査をスムーズに行うため、申請書の記載誤りや添付書類の漏れ等が無いか、提出前によくご確認いただくようお願いいたします。